

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ル ネ サ ン ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 齋 藤 敏 一
 (登 録 銘 柄 ・ コ ー ド 番 号 : 2 3 7 8)
 問 合 せ 先 経 営 企 画 部 担 当 部 長 安 澤 嘉 丞
 (TEL. 0 3 - 5 6 0 0 - 5 4 5 7)

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 16 年 11 月 24 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行並びに当社株式の売出しに
 関し、発行価格並びに売出価格等が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発 行 価 格	1 株につき	1,293 円
(2) 発 行 価 格 の 総 額		2,068,800,000 円
(3) 発 行 価 額	1 株につき	1,212.60 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額		1,940,160,000 円
(5) 発 行 価 額 中 資 本 に 組 入 れ ない 額	1 株につき	605.6 円
(6) 申 込 期 間	平成 16 年 12 月 3 日(金) ~ 平成 16 年 12 月 7 日(火)	
(7) 払 込 期 日	平成 16 年 12 月 15 日(水)	

(注)引受人は発行価額で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 価 格	1 株につき	1,293 円
(2) 売 出 価 格 の 総 額		206,880,000 円
(3) 引 受 価 額	1 株につき	1,212.60 円
(4) 引 受 価 額 の 総 額		194,016,000 円
(5) 申 込 期 間	平成 16 年 12 月 3 日(金) ~ 平成 16 年 12 月 7 日(火)	
(6) 受 渡 期 日	平成 16 年 12 月 16 日(木)	

(注)引受人は引受価額で買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2.を参照のこと。）

(1) 売 出 株 式 数		240,000 株
(2) 売 出 価 格	1 株につき	1,293 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額		310,320,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 16 年 12 月 3 日(金) ~ 平成 16 年 12 月 7 日(火)	
(5) 受 渡 期 日	平成 16 年 12 月 16 日(木)	

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（下記〈ご参考〉2.を参照のこと。）

(1) 発行価額	1株につき	1,212.60円
(2) 発行価額の総額(上限)		291,024,000円
(3) 発行価額中資本に 組入れない額	1株につき	605.6円
(4) 申込期間(申込期日)		平成17年1月11日(火)
(5) 払込期日		平成17年1月11日(火)

〈ご参考〉

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成16年12月2日(木)	1,340円
(2) ディスカウント率		3.51%

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式240,000株の売出しであります。なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成16年11月24日(水)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式240,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を決議しており、その払込期日は平成17年1月11日(火)であります。

また、野村證券株式会社は、平成16年12月8日(水)から平成16年12月30日(木)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場（当社普通株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場された場合は当該取引所）及び株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(240,000株)を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(240,000株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(240,000株)から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当に応じ、株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 資金の使途

今回の調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額1,920,160,000円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限289,824,000円と合わせ、手取概算額上限2,209,984,000円について、全額を設備資金に充当する予定であります。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。